

平成24年1月19日（木）
厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料

公共職業安定所（ハローワーク）の 主な取組と実績



平成24年1月
厚生労働省 職業安定局

公共職業安定所の設置数等(平成23年度)

1. 設置数

545所(本所 437所 出張所 95所 分室 13室)(平成23年度末現在)

2. 人員体制

職員数 11,773人 相談員数 21,295人(平成23年度補正予算分を含む)

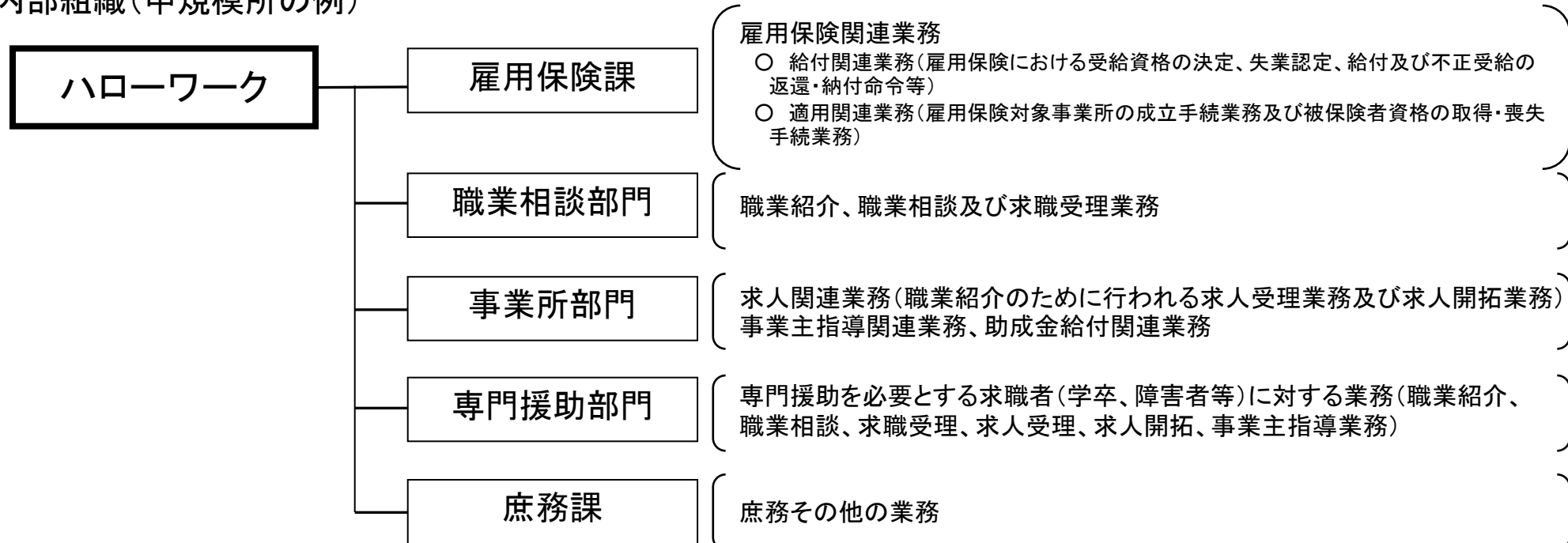
3. 所掌事務

- 1) 職業紹介 職業相談・紹介業務、求人受理・開拓業務
再就職支援業務等
- 2) 雇用保険 雇用保険適用、失業認定・給付業務等
- 3) 雇用対策 障害者・高年齢者雇用企業指導業務、助成金業務 等

<ハローワークでの求職活動の様子>



◎内部組織(中規模所の例)



雇用のセーフティネットを担う公共職業安定所

- 就職する希望を持つ全ての人（年長フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、生活保護受給者、高齢者等）に対する支援を進めていくためには、**企業への指導・支援と一体となった職業紹介が効果的**
- このため、**職業紹介と雇用対策（事業主指導・支援を伴う）を一体的に実施するハローワークが雇用のセーフティネットとして中核的な役割を果たすことが必要**

【新成長戦略】（22年6月18日閣議決定） VI 雇用・人材戦略～出番と居場所のある国・日本

2020年までの目標 全体の就業率 20～64歳の就業率 80%、15歳以上の就業率 57%

若者の就労促進	20～34歳の就業率 77%	女性の就労促進	25～44歳の女性の就業率 73%
高齢者の就労促進	60～64歳の就業率 63%	障がい者の就労促進	実雇用率 1.8%

職業紹介

職業紹介・職業相談、求人開拓

- 年長フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、生活保護受給者、高齢者等の就職の実現には、企業への指導・支援と一体となった職業紹介や、関係機関と連携した「チーム支援」等が効果的
- 求職者に対しては雇用安定策のみならず、生活支援等も重要

雇用保険／求職者支援

- 失業認定・給付、給付制限、不正受給に対する返還・納付命令等の処分
- 職業訓練の受講の指示、職業訓練受講給付金の支給等の求職者支援制度に関する事務

雇用対策

- 障害者の雇用率達成指導
- 子育て中の女性の勤務時間の見直し指導
- 雇用維持に係る支援・指導
- 求職者に対する住宅・生活支援 等

失業認定に当たっては、再就職の意思が疑わしい者について、保険者たる国が直接職業紹介を実施して真意を厳格に確認することが不可欠

※ OECDの雇用戦略においても、職業紹介、失業給付及び雇用対策の3つの機能は統合されるべきとの勧告がなされている。（1994年、2006年）
※ G8労働大臣会合・議長総括においても、政府は、職業紹介・失業給付・積極的労働市場政策を統合する、よく機能する効果的な雇用機関があることを保証しなければならないと述べられている。（2007年、2008年）

公共職業安定所の専門支援窓口(その1)

1. 新卒応援ハローワーク(57ヶ所)

支援対象層: 大学院・大学・短大・高専・専修学校等の学生、卒業後未就職の方
施設の特徴: 卒業後の就職についての各種相談、面接指導、就職面接会などを実施

(23年4～11月実績)

利用者数: 約35.1万人
就職件数: 約4.1万件

2. マザーズハローワーク(12ヶ所)

支援対象層: 子育て中の女性等(母子家庭の母・父子家庭の父を含む)
施設の特徴: キッズコーナーを設置するなど子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制による支援、子育てと両立しやすい求人の提供、保育所等の子育て支援情報の提供等を実施

(22年度実績)

求職者数: 約6.7万人
就職件数: 約1.7万件

【支援事例】

40代の母子家庭の母。職業相談を重ね、これまでの応募不調の原因を探り、応募書類や面接対応についての見直しなどを助言。利用から2か月後、正社員として採用が決定。母子寮を退所し、会社近くで親子3人で新たな生活を開始。



求人情報検索機の隣のキッズコーナー
(マザーズハローワーク)



子ども連れでの職業相談の様子
(マザーズハローワーク)

3. ハローワークプラザ(59ヶ所)

支援対象層: 自ら求人情報を検索・選択し、職業紹介を希望する方や簡易な職業相談を希望する方
施設の特徴: ハローワークの混雑緩和を図るため、庁舎外で求人情報の提供や職業相談・職業相談に特化したサービスを実施

(22年度実績)

求職者数: 約46.5万人
就職件数: 約13万件

4. ふるさとハローワーク(市町村連携型)(128箇所)

市町村庁舎等を利用して、市町村が住民サービスとして実施する
相談・情報提供業務に併せて、国が職業相談、職業紹介等を実施

(22年度実績)

新規相談者数: 約25.0万人
就職件数: 9.0万件

公共職業安定所の専門支援窓口(その2)

5. キャリアアップハローワーク(32ヶ所)

支援対象層 : 派遣等非正規労働者

施設の特徴 : 担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、キャリア・コンサルティング、就職セミナー、専門家による心理相談、生活・住居相談等を実施

(22年度実績)

求職者数 : 約11.4万人

就職件数 : 約3.1万件

【就職が決まった先輩からのメッセージ】

“きっと自分なんかは受からない。ずっとフリーターなんだ”と考えて落ち込んだりしましたが、一緒に考えてくれたり応援していただき、とても心強く支えになりました。

自分が希望していた職種(栄養士)、会社に入社できたのは、担当してくださった方々のおかげです。



担当者制による個別支援の実施
(キャリアアップハローワーク)

6. 人材銀行(12ヶ所) ※24年度は6ヶ所に見直し

支援対象層 : 40歳以上の管理職、専門・技術職での就職を希望する方

施設の特徴 : ニーズが多い主要都市において、専門的知識・技術を有する方に特化した求職者・求人者サービスを実施

(22年度実績)

求職者数 : 約3.8万人

就職件数 : 約3.7千件

7. キャリア交流プラザ(2ヶ所) ※24年度末で廃止予定

支援対象層 : 中高年ホワイトカラー、中高年長期失業者等

施設の特徴 : 登録制による求職活動に必要な知識の付与、経験交流、キャリア・コンサルティングを集中的に実施

(22年度実績)

支援開始者数 : 235人

就職件数 : 125件

8. パートバンク(24ヶ所) ※23年度末で廃止予定

支援対象層 : パートタイムでの就職を希望する方

施設の特徴 : パートタイムに特化した求人情報提供、職業紹介を実施

(22年度実績)

求職者数 : 約19.9万人

就職件数 : 約6.3万件

ハローワークにおける職業紹介等

ハローワークでは、働く希望を持つ若者・女性・高齢者・障害者をはじめとする全ての国民の就職実現のための支援、求職者各々の置かれた状況に応じた取組を積極的に実施
※ 1日の利用者数 約 17万人（推計）

			19年度	20年度	21年度	22年度
一般職業紹介	新規求職者数(常用(パートタイム含む)) (万人)		609. 3	684. 2	764. 7	749. 1
	新規求人者数(常用(パートタイム含む)) (万人)		862. 1	705. 9	558. 4	639. 4
	就職件数(常用(パートタイム含む)) (万人)		181. 5	174. 0	181. 4	191. 8
	求人開拓推進員による開拓求人数 (万人)		8. 7	7. 0	46. 2	104. 1
雇用保険	受給資格決定件数 (万件)		189. 5	220. 0	226. 5	190. 2
若者	フリーターの正規雇用化 (万人)		17. 4	18. 2	21. 2	24. 4
女性	母子家庭の母の就職者数 (万人)		7. 4	7. 6	8. 0	8. 5
	マザーズハローワーク(子育て女性等を支援)の就職者数 (万人)		2. 3	3. 5	5. 4	6. 4
高齢者	60歳以上の就職件数 (万件)		13. 3	14. 1	15. 6	17. 7
障害者	就職件数 (万件)		4. 6	4. 4	4. 5	5. 3
	実雇用率(民間企業 56人以上規模) (%)		1. 55	1. 59	1. 63	1. 68
生活保護受給者等	生活保護受給者等就労支援事業 (生活保護・児童扶養手当受給者)	支援対象者数 (万人)	1. 2	1. 3	1. 8	2. 1
		就職者数 (万人)	0. 7	0. 7	0. 9	1. 3
雇用調整助成金等	休業等実施計画届受理状況	計画届受理事業所数(万件)	0. 06	9. 1	94. 1	78. 7
		対象者数(万人)	1. 3	528. 9	2441. 9	1350. 4

若者の就職支援

- 「全員参加型社会」を実現するため、若者の就労を促進
- 新卒者の厳しい就職環境に対応し、新卒者支援を強化
- フリーターの正規雇用化の推進などにより、若者の安定的な雇用を確保

＜新卒応援ハローワークの様子＞



○新卒者への支援

- ・ **新卒応援ハローワーク**（平成22年9月新設、全国57か所）を拠点とし、大学等と連携した支援を実施
- ・ **ジョブサポーター**を活用し、学校訪問による未内定者の把握、求人開拓、職業相談・紹介を実施

〔 新卒応援ハローワーク : **利用者数** のべ**35.1万人** (23年4月～11月)
ジョブサポーターによる支援 : **就職者数** **9.0万人** (23年4月～11月) 〕

○3年以内既卒者の新卒扱いの普及

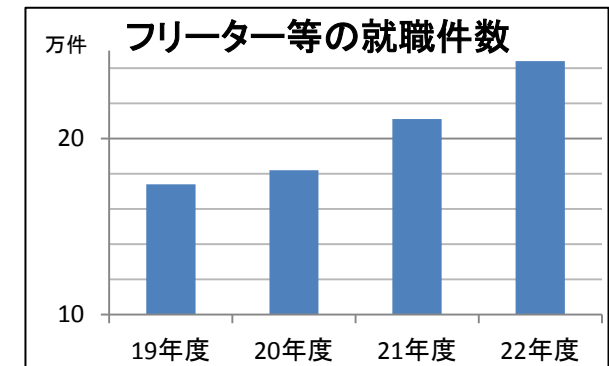
3年以内の既卒者を採用する企業への奨励金 **3.6万人が雇用開始** (23年4月～11月)

○フリーター等の正規雇用化の推進

すべてのハローワークにおいて、**トライアル雇用**の活用など、正規雇用化のための一貫した支援を実施

☆フリーター等の就職件数：

17.4万人（19年度） → **18.2万人**（20年度）
→ **21.1万人**（21年度） → **24.4万人**（22年度）



<若者の就職支援の具体的事例>

男性・22歳（23年3月大学卒）

希望職種：営業

直近の状況：大学卒業前の2月の時点で就職が決まらず、新卒応援ハローワークに来所

① 抱える課題

- 大学は体育学科を卒業。スポーツインストラクターを目指していたが、地元には希望職種がなかった
- 希望職種に対応した自己アピール手法が欠如
- 求人情報収集の方法がわからず、希望条件を決定できないこと
- 不採用が続いたことによる自信喪失（面接前の不安を主張）



② 支援内容・ポイント・経過 （新卒応援ハローワークで担当者制による支援を実施）

- 希望する地元の労働市場分析を支援し、自己理解及び自己決定による希望職種の選定を支援
- 履歴書、自己PR書の作成指導により、自己アピールのポイントを明確にさせて自信を付与
（所属大学の就職支援室へ今更基本的な事柄を確認できないと躊躇していたため、基本から指導）
- 模擬面接の短期集中支援（応募求人の面接日程に合わせて、3日連続3回の集中支援）
（ネクタイの結び方から、キーワードの書き出しなど初歩から指導）
- 改善されたポイントを伝え、自信を付与



③ 結果

- ・リネンサプライ業（従業員120人）の「営業職」として、正社員採用（月収17万円）

※支援期間約3ヵ月 後日、内定通知書が届いたとお礼のため来所

子育て女性等の就職支援

- 「全員参加型社会」を実現するため、女性の就労を促進
- 女性の潜在的な労働力を顕在化させ、子育て期など人生の各ステージを通じて女性が活躍できるよう支援



子ども連れでの職業相談の様子
(マザーズハローワーク)

○ マザーズハローワーク事業

- ・ マザーズハローワーク、マザーズサロン、マザーズコーナーを全国168箇所(注)に整備
(注) 23年度設置予定を含む
- ・ 求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等(注)に対する就職支援を実施
(注) 子育て女性等：子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む
 - ◇ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
 - ◇ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等
 - ◇ 地方公共団体等との連携による保育関連サービス情報の提供
 - ◇ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

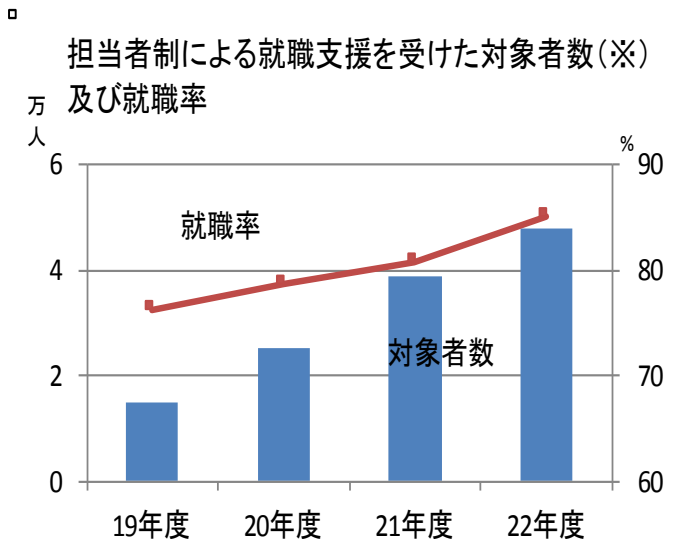
☆ 担当者制による就職支援を受けた対象者数(※)

※ 子育て女性等のうち、早期就職を希望する者

1.5万人(19年度) → 2.5万人(20年度)
→ 3.9万人(21年度) → 4.8万人(22年度)

☆ 担当者制による就職支援を受けた対象者の就職率

76.3%(19年度) → 78.7%(20年度)
→ 80.8%(21年度) → 85.1%(22年度)



＜子育て女性等の就職支援の具体的事例＞

女性・30代前半（配偶者・2歳の子供あり）

希望の就業条件： 家庭生活との両立のため、土日祝休み、定時退社が可能なフルタイム勤務

直近の状況： 介護職、行政機関の非常勤職員の経験有り

配偶者の転勤をきっかけに退職後、3年のブランクを経てマザーズコーナーに来所

① 抱える課題

- 育児について配偶者からの協力が得られないこと（このため、土日祝休み・定時退社可の就業を希望）
- 希望条件を満たす求人が少なく、応募機会が得られないこと



② 支援内容・ポイント・経過 （マザーズコーナーで担当者制の支援を実施）

情報提供を重ね、希望職種をとりまく職場環境と子育て女性の就労の現状について理解を促進

- フルタイムで働く場合、配偶者の理解と協力が得られない状況での就業継続は困難であることを説明し、希望条件に応じた適切な職種を提案
- また、前職での経験を生かせる介護関係の職種についても、希望条件である土日祝休みの求人がほとんどない現状を説明
- 希望条件を満たす行政機関での非常勤職員を希望していたものの、求人が少ないため、一般の事業所の求人も併せて提供し、応募をすすめる



③ 結果

- ・ 配偶者からの了解を得て、介護施設の「介護事務職」として、正社員採用

※支援期間2カ月

高齢者の就職支援

- 高齢者が意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を実現するため、高齢者の就労を促進
- 希望者全員の65歳までの雇用確保を確実に進めるための支援や指導を実施



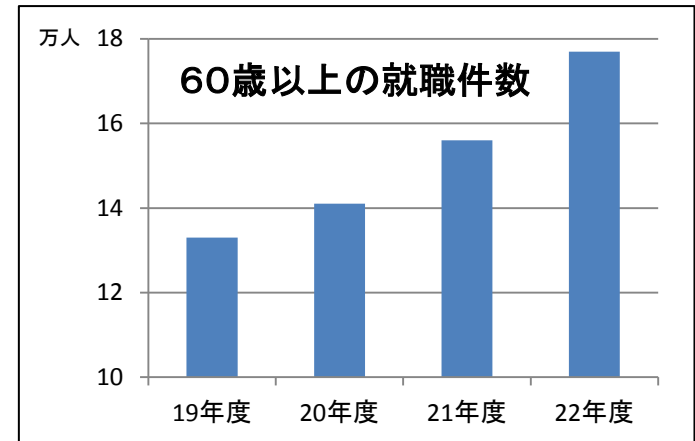
高年齢者就職面接会の様子

○ 就職支援

ハローワークにおいて高齢者に対するきめ細かな職業相談や職業紹介を実施

☆ 60歳以上の就職件数

13.3万人（19年度） → **14.1万人**（20年度）
→ **15.6万人**（21年度） → **17.7万人**（22年度）



○ 高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置

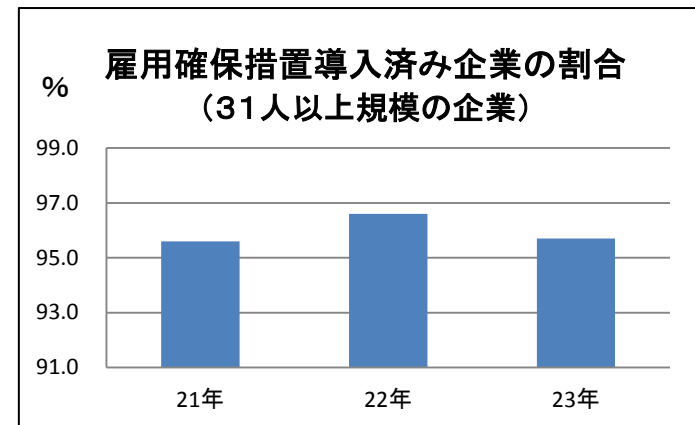
企業に対し、65歳までの雇用確保措置（①～③のいずれか）の導入に向けた相談・指導を実施

①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止

☆ 雇用確保措置導入済み企業の割合（31人以上規模の企業）

95.6%（21年度） → **96.6%**（22年度） → **95.7%**（23年度）

※中小企業に係る経過措置が22年度で終了したことが、
23年度の導入済み企業の割合が減少した理由と考えられる。



<高齢者の就職支援の具体的事例>

男性（60歳）

希望職種：営業

直近の状況：正社員としての勤務（月給は約40万円）を続け、定年により退職

主な職歴：営業職（複写機、リフォーム、ペット用品メーカーなど（★営業一筋 約40年）

① 抱える課題

- 数回転職はしているものの、大学卒業後、営業職以外に経験はなく、営業職以外に自分の能力を生かせる職業はないと決めつけている
- 営業職であれば、雇用形態、賃金にはこだわらず、月給15～20万円程度の契約社員求人を中心に応募を重ねるが、書類選考すら通らない
- 長い営業経験が全く役に立たないと悲観的に考えるようになる



② 支援内容・ポイント・経過（ハローワークにおいて、職業紹介・相談を実施）

- 応募書類の見直しを中心に相談を重ねる過程で、自分の一番のアピールポイントは「営業力」ではなく、営業力の基礎となる「コミュニケーションスキル」であることに本人も気づき、そのスキルを生かせる仕事として「マンション管理員」を提案
- 当初は新たな職種への転換に抵抗感を示していたが、東京しごとセンター主催の「シニア向け職種転換セミナー『マンション管理員』」へ参加し、高いコミュニケーションスキルが求められる仕事であることを知り、前向きに応募を検討するようになる
- コミュニケーションスキルを上手にアピールできるよう面接トレーニングを実施し、応募に至る



③ 結果

- ・長年のスキルを活かして、「マンション管理員」（契約社員）として、採用（月給16万円）

※支援期間6カ月

障害者の就職支援

- 雇用・就業は、障害者の自立と社会参加のための重要な柱
- 障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指し、障害者の就労を促進

○ 就職支援

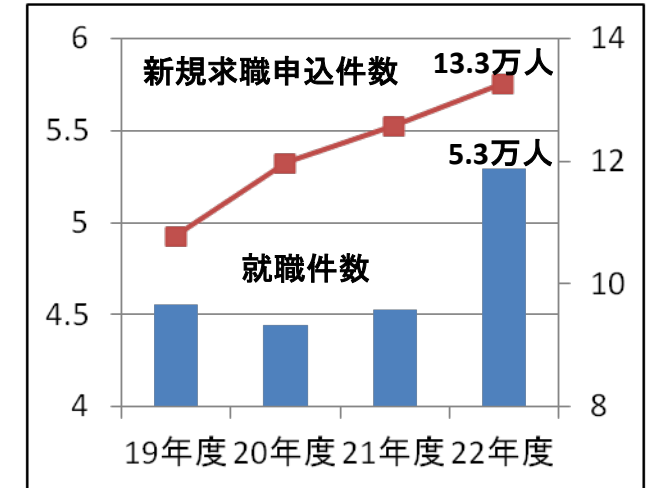
コミュニケーションや勤務時間に一定の配慮が必要な者などに対して、障害特性に応じた職業紹介、求人開拓等を実施

- ・ 障害者の働く意欲の高まりとハローワークのきめ細かな支援が相まって、22年度は **就職件数・新規求職者ともに過去最高**
- ・ 最近は精神障害者や発達障害者など **特に支援が必要な求職者などが増加**

☆ **精神障害者の新規求職者数** : 39,649件 (対前年度比**19.1%増**)
精神障害者の就職件数 : 14,555件 (対前年度比**33.2%増**)

☆ **発達障害者、難病者等の新規求職者数** : 3,172件 (対前年度比**30.3%増**)
発達障害者、難病者等の就職件数 : 971件 (対前年度比**35.6%増**)

就職件数及び新規求職申込件数 (万人)



障害者専門窓口での
職業相談の様子

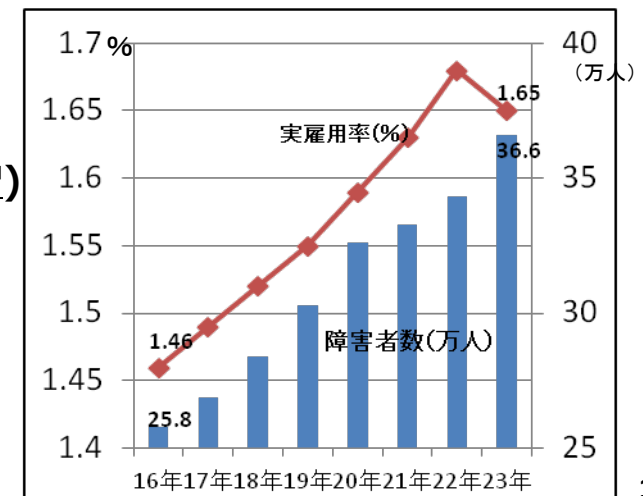
○ 雇用率未達成企業に対する厳正な指導

☆ 障害者雇用者数は、**8年連続で過去最高**
 25.8万人(16年)→**36.6万人(23年)(42.0%増)**

☆ 実雇用率 1.46% (16年)
 →**1.65% (23年) (0.19%ポイント増)**

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、23年と22年までの数値を単純に比較することはできない。

実雇用率と雇用障害者数



<障害者の就職支援の具体的事例>

<障害者>

男性：23歳 知的障害者、自閉症
特別支援学校卒業後、食品製造に2か月、建築作業員
補助で1か月従事
その後、4年間、就労支援施設での作業経験

求職者の
ニーズ

<事業主>

自動車部品の製造業
障害者雇用の経験なし

求人事業主
のニーズ

① 抱える課題

- 自閉症があるため、初対面の人への対応に苦手意識があり、面接に対して強い不安
- ここ4年間一般企業で働いた経験がないので、職場になじめるか不安

② 支援内容・ポイント・経過（専門窓口で支援を実施）

- ガイダンスの開催
面接での留意事項や自己アピールの仕方を助言するとともに、模擬面接を実施し、面接の不安を解消
- トライアル雇用の活用
3ヶ月間のトライアル雇用を実施し、業務内容や職場の雰囲気事前に把握。その結果、不安が和らぎ、その後、常用雇用へ円滑に移行。

① 抱える課題

- 障害者を雇用してみたいが、きっかけが無い
- 障害者を雇用した経験がないため、どのように対応すべきか不安

② 支援内容・ポイント・経過（専門窓口で相談援助）

- 助成金などの活用提案
トライアル雇用や特定求職者雇用開発助成金などの助成金や雇入れ後のジョブコーチ支援などの活用を提案し、障害者雇用のきっかけ作り
- 雇用管理のアドバイス
障害者を雇用する上での配慮事項（説明や指示するときは簡単な表現を心がけること）や障害特性（臨機応変な対応は苦手だが、単純・反復作業は得意）を説明し、雇用するに当たっての不安を解消

③ 結果

自動車部品の出荷作業スタッフとして採用

- 採用後も、職場定着を図るため、定期的にハローワークと障害者就業・生活支援センターなどの地域の就労支援機関が連携して、事業所に訪問するなどの定着支援を実施。

※支援期間7カ月（就職まで1カ月＋職場定着支援6カ月）

非正規労働者の就職支援

担当者制による個別支援の
実施
(キャリアアップハローワーク)

- 非正規雇用が3割を超える状況に対応し、すべてのハローワークにおいて、正社員就職を希望する者への就職支援をはじめ、非正規雇用で働く労働者の雇用の安定を実現するための支援を実施
- ハローワークを主軸とした就職支援体制の構築などにより、非正規雇用の労働者に対する雇用のセーフティネットを強化



○全国のハローワークで実施している非正規労働者対策

- ・ 正社員就職・正社員転換の支援
 - ◇ ハローワークにおける正社員向けの求人開拓、きめ細かな職業相談や職業紹介を中心とした就職支援
 - ◇ トライアル雇用をはじめとした各種助成金の活用
- ・ キャリア形成支援の推進
 - ◇ きめ細かなキャリア・コンサルティング、実践的な職業訓練への誘導、訓練修了後の職業能力評価や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめの支援等
- ・ セーフティネットの強化：
 - ◇ 非正規労働者に対する失業給付および求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援、住居・生活支援アドバイザーによる住居確保の支援
 - ◇ 地方自治体とハローワークの協定による生活保護受給者等をはじめとする就職困難者に対する就労支援

○キャリアアップハローワーク（平成20年12月新設）

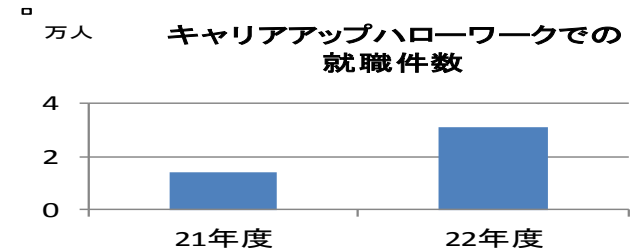
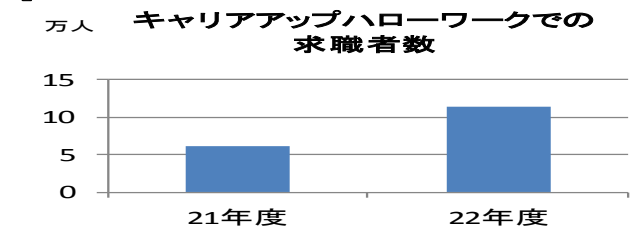
- ・ キャリアアップハローワーク(32か所)、キャリアアップコーナー(49か所)を設置
- ・ 派遣労働者等の非正規労働者に対して、
 - ◇ 担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
 - ◇ キャリア・コンサルティング、就職セミナー
 - ◇ 専門家による心理相談、生活・住居相談などを実施

☆求職者数

6.1万人（21年度）→ **11.4万人**（22年度）

☆就職件数

1.4万人（21年度）→ **3.1万人**（22年度）



＜非正規労働者の就職支援の具体的事例＞

女性（27歳）

希望職種：キャラクターデザイナー

直近の雇用状況：非正規労働者（派遣）月収は約10万円

※それ以前も1年未満の契約社員、派遣を繰り返してきた

① 抱える課題

- 大学は造形学科を卒業。美術・デザイン関係の業務を希望して、アニメ関連の仕事（短期就労）を繰り返していた。
- 希望職種は、一般的に企業規模が小さく正社員募集が少ないため、応募機会が少ないことから、デザイン関連の本人のスキルが伝わるよう応募書類の書き方の改善が必要
- コミュニケーション能力の不足



② 支援内容・ポイント・経過（キャリアアップハローワークで担当者制による支援を実施）

- 履歴書・職歴書にデザイン関連のパソコンスキルを明記
- 応募書類に魅力をつけるため、本人がキャラクターデザインした作品を応募書類として添付できるように、A4で5枚にまとめ、作画もアピールできるように改善
- さらに、面接時に持参する作品集も2～3冊準備させ、作品の見せ方も整理・工夫するように助言
- 一方、デザイナー業務であっても、お客様との打ち合わせにはコミュニケーション能力が必要と説明
今まで自身がアニメ関連の短期就労で身に付けたスキルを、応募職種の仕事内容につなげ、自己PRできるように、アドバイスと模擬面接を繰り返し行った。



③ 結果

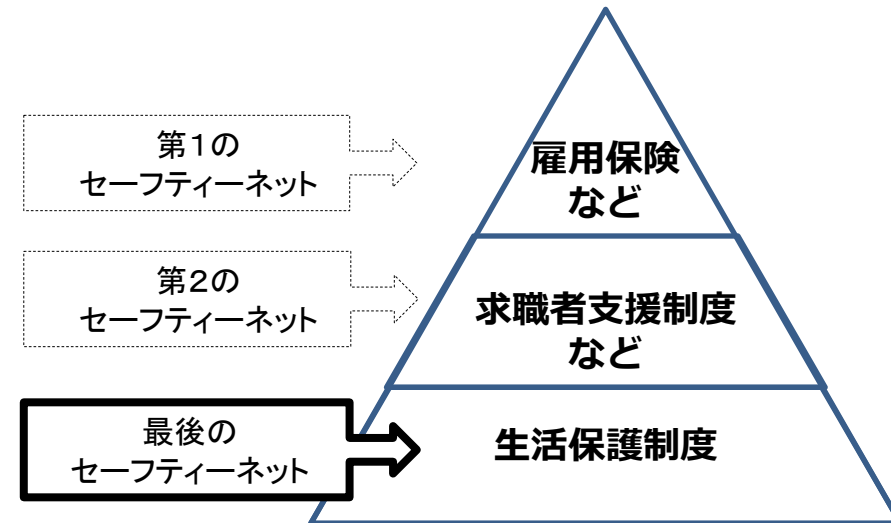
ゲームグラフィック制作会社の「CGデザイナー」として、正社員採用（月収20万円）

※支援期間9カ月

生活保護受給者の就職支援

- 稼働能力のある生活保護受給者の急増に対応し、生活保護受給者の自立に向けた就労支援を実施
- ハローワークが主体となった就労支援機能を強化するとともに、ハローワークと福祉事務所との連携を強化

※ ハローワークが実施する第2のセーフティーネットである「求職者支援制度」については、P20～21を参照



○ 生活保護受給者等就労支援事業（平成17～22年度に実施）

ハローワークが、福祉事務所と連携してチームを組み、個々の対象者ごとに就労支援プランを策定して、各種の就労支援メニューを実施

☆ 支援対象者数

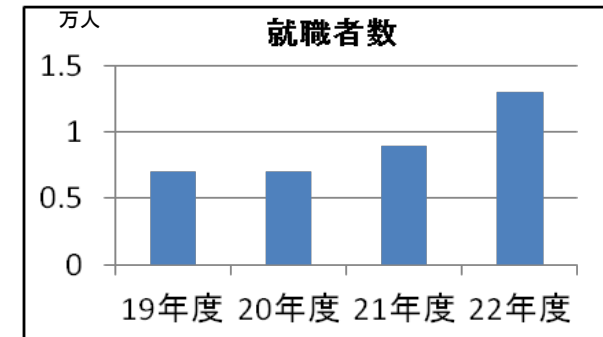
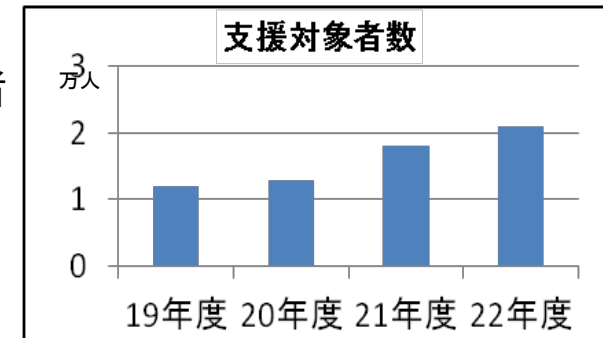
1.2万人（19年度） → 1.3万人（20年度）
→ 1.8万人（21年度） → 2.1万人（22年度）

☆ 就職者数

0.7万人（19年度） → 0.7万人（20年度）
→ 0.9万人（21年度） → 1.3万人（22年度）

→ 23年度からは、住宅手当受給者等も対象者に含め、地方自治体との協定を核とした、『「福祉から就労」支援事業』にリニューアルして実施中

☆ 支援対象者数 4万人（23年度見込み）→7万人（24年度計画）



<生活保護受給者の就職支援の具体的事例>

男性（33歳）

直近の状況： 製造業で機械組立作業をしていたが、リーマンショックの影響を受け、仕事が激減し、解雇・失業
資産もなかったことから生活保護受給

① 抱える課題

- 希望職種は、機械組立作業であったが、この職種の求人募集が不足
- 機械組立作業の経験しかなく、自動車運転免許以外の資格・免許がない
- コミュニケーション能力の不足



② 支援内容・ポイント・経過（ハローワークと福祉事務所による「就労支援チーム」で支援を実施）

- ハローワークと福祉事務所の担当者により構成される「就労支援チーム」の面接を受け、本人の抱える課題などを話し合い、就職に結び付けるための就労支援プランを策定
- 担当者制による継続的な職業相談を行い、本人との信頼関係を構築するとともに、コミュニケーション能力を身につけるためのアドバイスを実施
- 比較的就職に結びつきやすく、本人の適性、能力に合う入出庫作業の職種で求職活動をすることを提案
- 入出庫作業に必要なフォークリフト運転資格を取得するようアドバイスし、講習受講後フォークリフト運転資格を取得
- 運送会社の入出庫作業職を職業紹介



③ 結果

- ・ 運送会社の「入出庫作業職」として、正社員採用（月収20万円）
生活保護受給を停止（生活保護受給者からの自立）

※支援期間6カ月

制度の概要

【目的】

- 雇用保険制度は、労働者が失業した場合に、セーフティネットとして、その生活の安定と早期再就職の促進のために、給付を行うもの

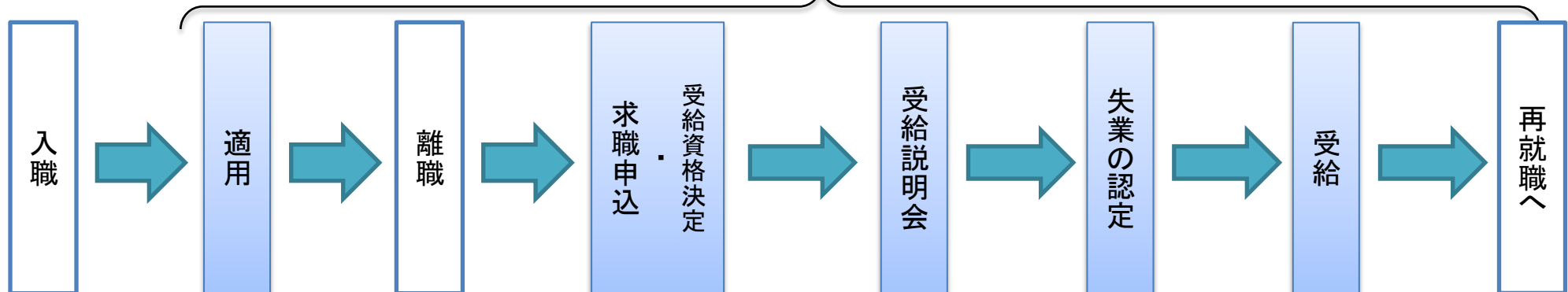
【特徴】

- 雇用保険の保険事故である失業の発生は、個々の企業や労働者の行動だけでなく、我が国経済社会全体の動きからの影響を大きく受ける。このため、**国が全国ネットワークによる強制加入の社会保険制度として実施し、保険集団を大きくしてリスクの分散を図ることにより、事業を安定的に運営**している。
- 保険事故たる失業状態の判断においては、「労働の意思」という、外形的把握が困難な要件について判定する必要があり、**ハローワークでの職業紹介と一体的に運営することにより、支給決定の際に実際の求職活動実績を確認することを通じて適正な支給を確保**している。

※ 先進主要国においても、日本と同様に、雇用保険と職業紹介を一体的に実施。また、実施主体についても、連邦国家であるドイツも含め、全国組織で実施。

<求職者給付の適用・給付手続の流れ>

すべてハローワークが実施



失業等給付の種類

○求職者給付

失業者への給付

○就職促進給付

早期再就職者への給付

○教育訓練給付

自主的教育訓練受講者への給付

○雇用継続給付

育児休業等により雇用を継続する者への給付

失業給付の額

求職者給付 = 基本手当日額 × 給付日数

- ※ 基本手当日額 : 離職前の賃金をもとに決定
- ※ 給付日数 : 年齢、被保険者であった期間、離職理由などに応じて 90～360日の間で決定

モデルケース(30歳代の例)

離職前の月額の給与が・・・

◆ 40万円の場合	→	失業給付は 約 20万円 (約 50%) /月
◆ 20万円	→	約 14万円 (約 70%) /月
◆ 10万円	→	約 8万円 (約 80%) /月

雇用保険業務の主な実績

☆雇用保険被保険者数

3,720万人 (19年度) → 3,730万人 (20年度)
→ 3,750万人 (21年度) → 3,820万人 (22年度)

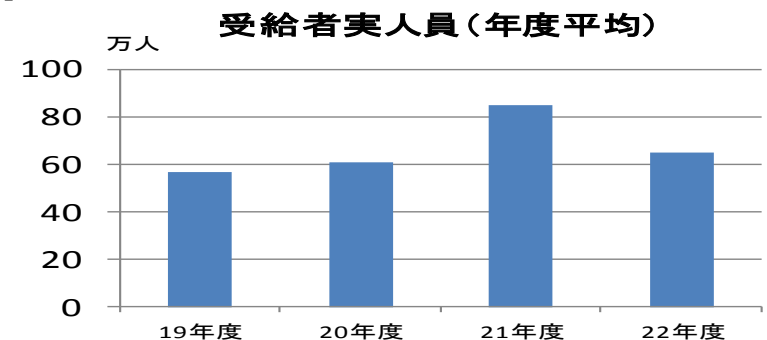
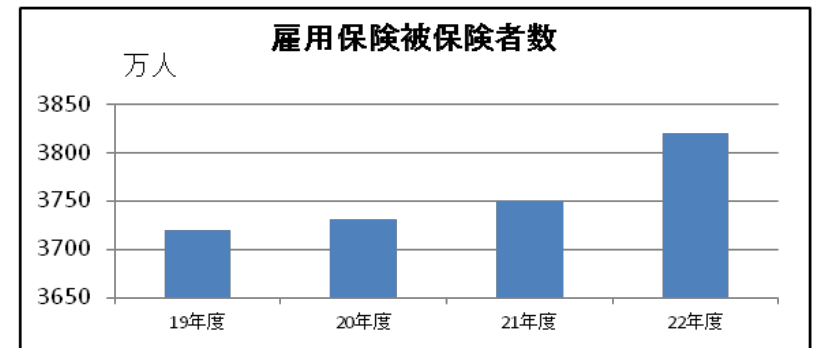
- ※ 22年度から、非正規労働者に対するセーフティネット機能強化のため、雇用保険の適用範囲を拡大
(「6か月以上雇用見込み」→「31日以上雇用見込み」)

☆受給資格決定件数

190万件 (19年度) → 220万件 (20年度)
→ 227万件 (21年度) → 190万件 (22年度)

☆受給者実人員 (年度平均)

57万人 (19年度) → 61万人 (20年度)
→ 85万人 (21年度) → 65万人 (22年度)



求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない求職者を対象とした第2のセーフティネットである求職者支援制度が23年10月からスタート
- 求職者支援制度では、ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、対象者の早期就職を支援

＜職業訓練の様子＞



制度の概要

- 対象者：** 雇用保険を受給できない者で、就職を希望し支援を受けようとする者
〈例〉雇用保険の受給終了者、雇用保険の適用がなかった者、学卒未就職者、自営廃業者等 など
- 求職者支援訓練：** 民間教育訓練機関の実施する就職に資する訓練を認定
〈訓練の種類〉 実践コース（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）
基礎コース（基礎的能力を習得する訓練）
- 受講者に対する職業訓練受講給付金：** 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給（月10万円＋交通費（実費））
- 訓練実施機関に対する奨励金：** 実践コース訓練は受講者数に応じた額に加え、就職実績に応じた額を支給
基礎コース訓練は受講者数に応じた額を支給

ハローワークによる支援

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前における求職者への周知、意欲や適性を見極めた上での就職に結びつく訓練への誘導、訓練期間中から訓練修了後における就職支援などのサービスを、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、一貫して提供
- 訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練期間中から訓練修了後において、毎月1回の定期的な来所を求め、職業相談による支援と給付金の支給手続きをあわせて実施（必要に応じ担当者制で支援）。

求職者支援訓練

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施（訓練期間：3～6か月）
※受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も実施
- 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた職業訓練実施計画に基づき、認定基準に適合した、就職に資する訓練を厚生労働大臣が認定
- 実施機関：民間教育訓練機関等
※訓練の実施について奨励金を支給

職業訓練受講給付金

- **訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、訓練の受講を容易にするための給付金を支給**
 - ① **給付要件：** (1) 支援対象者の月の収入が8万円以下
(2) 世帯の月の収入が25万円以下
(3) 世帯の金融資産が300万円以下
(4) 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していない
(5) 訓練の全ての実施日に訓練を受講している
(やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合は、8割以上受講)
(6) 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいない
 - ② **給付額：** 1月当たり 10万円＋交通費（通所経路に応じた所定の額）を支給
 - ③ **手続等：** 月に1回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して支給
 - ④ **適正な給付のための措置：** 不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティ

事業主に対する支援

- 失業の予防、雇用機会の増大その他労働者の福祉の増進を図るために、雇用保険二事業により、雇用調整助成金の支給など、事業主に対する支援を実施
- これらの助成金の一部については、ハローワークが申請書受理などの窓口業務を実施

主な助成金（支給決定等は労働局で実施）

雇用調整助成金

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成

☆休業等実施計画届受理状況

○計画届受理事業所数（延べ）

0.06万件（19年度）→**9万件**（20年度）→**94万件**（21年度）→**79万件**（22年度）

○対象者数（延べ）

1.3万人（19年度）→**529万人**（20年度）→**2,442万人**（21年度）
→**1,350万人**（22年度）



特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主等に対して、賃金相当額の一部を助成

☆特定求職者困難者雇用開発助成金（支給決定件数）

8.1万件（19年度）→**8.3万件**（20年度）
→**9.2万件**（21年度）→**10.5万件**（22年度）

☆高齢者雇用開発特別奨励金（支給決定件数）

1,424件（21年度）→**5,018件**（22年度）

試行雇用（トライアル雇用）奨励金

職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に奨励金を支給

☆支給決定件数

4.5万件（19年度）→**4.3万件**（20年度）
→**5.1万件**（21年度）→**6.0万件**（22年度）

○ 地方公共団体とハローワークが連携し、就労支援を実施

《連携の例》

- ・ ジョブカフェ事業〈国と都道府県〉 46都道府県
- ・ ふるさとハローワーク事業（市町村連携型）〈国と市町村〉128か所
- ・ 「福祉から就労」支援事業

○ さらに、アクション・プラン（22年12月28日閣議決定）に基づき、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に行う「一体的実施」事業を推進中

《実施状況（24年1月4日現在）》

- ・ 事業開始 : 2県11市区
- ・ 事業開始に向け準備中 : 5道県21市区

＜志木市（事例1）の一体的実施施設＞



事例1：志木市

市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障がい者に対する一体的支援を実施

事例2：新宿区

区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施

事例3：青森県

国の「ハローワークヤングプラザ」と県の「ジョブカフェあおもり」等を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的運営を実施
各施設が、事業の共同実施、窓口の一本化、情報の共有化を行い、若年者の就職支援の機能を強化

一体的実施

自治体

協定

運営協議会

国

一体的実施施設

○ 職業紹介・職業相談【国】

○ 職業訓練、住宅、福祉相談等【都道府県・市町村】

※自治体が行うサービスの種類は地域の実情に応じて提供

雇用問題が発生した場合の対応

緊急に対応すべき雇用対策について、ハローワークの全国ネットワークを活用して、全国一斉・即時の機動的な対応を実現

《具体例》

- **リーマンショックへの対応**等のため、**雇用調整助成金の支給の迅速化、要件緩和等**を行い、企業の雇用維持支援を実施（20年度以降随時。改正省令を同日施行するなど速やかに対応）
- **全国的に事業を展開している企業の倒産等の事案が発生**した場合に、離職者の発生時期・規模等について、国が速やかに各地域の実態を情報収集するとともに、地元の経営者団体等と連絡を取り、**全国の対象事業所内に「アシストハローワーク」（ハローワークの臨時庁外窓口）を設置するなど、きめ細かな支援を実施**
- **新卒応援ハローワーク**について、22年9月10日に経済対策の閣議決定、9月24日に予備費使用の閣議決定がなされたことを受け、同日から**全国47都道府県で一斉に設置し、支援を開始**
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の**大規模災害が発生**した場合には、**他の都道府県のハローワークから職員を派遣し、被災地のハローワークの体制を強化**

東日本大震災への対応

「日本はひとつ」しごとプロジェクトに基づき、ハローワークが被災者の就労を強力に支援

〈特別相談窓口での相談〉

- ハローワークに特別相談窓口を設置
- フリーダイヤルによる電話相談

〈避難所及び仮設住宅への出張相談〉

- 避難所及び仮設住宅の入所者を対象として、ハローワークからの出張相談を実施

【被災3県：実施回数3,467回：相談件数11,714件（3月16日～11月30日）】

※ 岩手・宮城・福島県の3県内のみならず、埼玉、千葉、東京など、被災者が入所する各地の避難所等において実施

出張相談の様子（福島労働局）

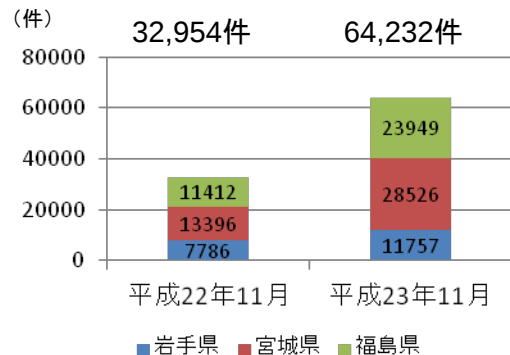


雇用保険受給者実人員の推移

被災3県の雇用保険受給者実人員（23年11月）は約6.4万件、対前年同月比97.1%増

※ピーク時（23年6月）は約8.1万件

被災3県の雇用保険受給者実人員の推移



雇用保険給付窓口の様子（ハローワーク福島）

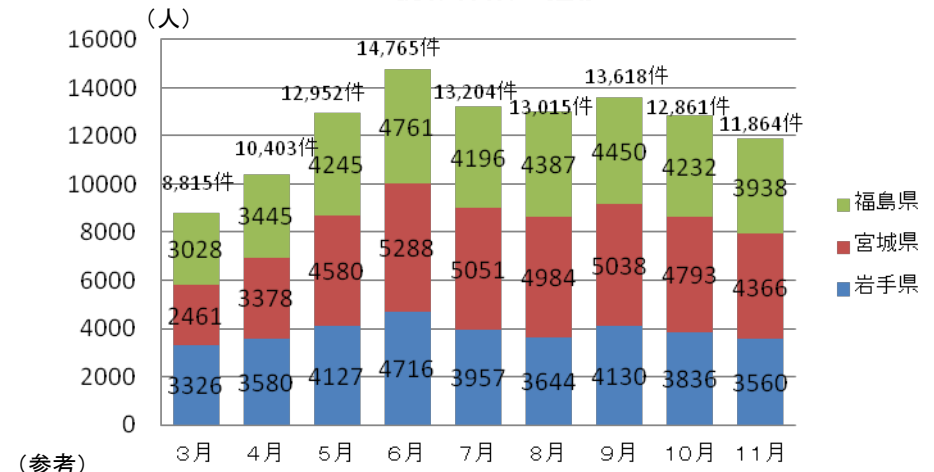


※ 個別延長給付等（個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付）を含む。
注）自発的失業や定年退職、その他特例（休業、一時離職）対象分も含む。

就職件数の推移

被災3県の就職件数（23年11月）は約1.2万件、対前年同月比11.9%増

就職件数の推移



（参考）

雇用創出基金事業による就職件数は、被災3県で28,006件（12月22日現在）
（内訳：岩手県6,149件、宮城県8,676件、福島県13,181件）

ハローワークのサービス改善

利用者の期待に応え、ご満足いただけるハローワークであり続けるため、「ハローワークサービス憲章」を策定するなど、日々のサービス改善の取組みを推進中

○ハローワークのサービス改善の取組

- ・ 全ハローワークへご意見箱の設置、利用者アンケート等により、利用者のご意見・ご要望を把握し、サービスの改善を実施
- ・ 自主的なサービス改善の取組を全国から募集して、ハローワーク業務改善コンクールを実施し、サービス改善や向上に貢献のあった取組について全国的に共有・活用
- ・ ハローワーク職員によるサービスの自主点検・責任者による総点検を定期的に実施 等

○PDCAサイクルによる目標管理

就職率等の主要指標について目標設定を行い、PDCAサイクルによる目標管理を実施

《23年度の例》

- ①就職率
目標27.0%以上、実績27.0%
 - ②雇用保険受給者の早期再就職割合
目標24.0%以上、実績23.8%
 - ③求人充足率
目標27.0%以上、実績28.7%
- (注)実績は23年11月(②は10月)時点

○利用者満足度調査

平成22年度は利用者満足度80%以上を目標として掲げ、全国の状況を調査したところ、目標とする80%を上回った。

＜平成22年度＞

- ・ 求職者 85.7% (有効回答数 約3万件)
- ・ 求人者 93.7% (有効回答数 約1万件)

＜ハローワークサービス憲章＞

ハローワークサービス憲章

懇切・公正・迅速

I ハローワークは仕事に対する安心をつくる場です。

私たちは、働く方が安定した職業生活を送ることができ、また、事業主が必要な人材を採用できるようにすることで、皆さまの幸福と経済・社会の発展に貢献することを目指します。
そのため、これまで積み重ねてきた経験、皆さまからいただいた幅広い情報、行政としての各種施策をフルに活用して、仕事に就くための支援を行い、仕事を獲る方と人材を求める事業主を結びつけます。

II 私たちは懇切・公正・迅速な対応で、ご利用の皆さまの安心と信頼を獲得します。

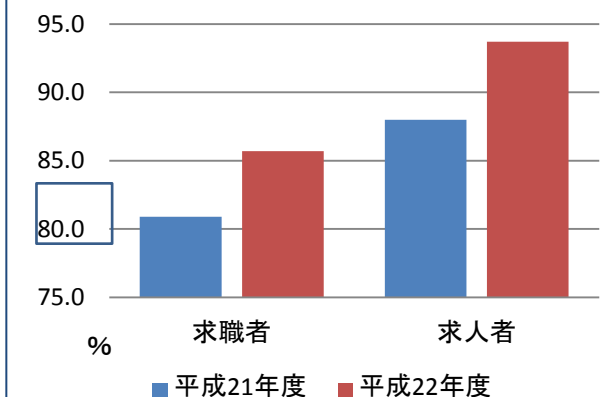
窓口サービスの基本方針

1. 皆さまの立場に立ち、親身になって対応します。
2. 皆さまのご希望に応じたサービスを的確にご案内し、各種の制度をわかりやすく説明します。
3. 仕事をお探しの方の就職の可能性を広げるため、一人ひとりに最適なサービスを提供します。
4. 仕事をお探しの方が何にお困りか気を配り、関係機関と協力し、仕事と生活の両面から支援します。
5. 仕事をお探しの方のニーズに応じた求人の確保に努めます。
6. 事業主の方が必要とする人材を早期に確保するため、それぞれの求人を充足させるサービスを提供します。
7. 仕事をお探しの方と事業主の方から信頼される公正な職業紹介を行います。
8. できるだけお待たせしないようにします。やむをえず長くお待たせするときは、待ち時間の目安をお知らせや待ち時間を活用したサービスを工夫します。
9. 皆さまのご意見、ご要望をサービス改善につなげます。
10. 皆さまの情報の管理には細心の注意を払います。

III 私たちは、より多くの皆さまの満足と笑顔に出会うため、たゆまず努力します。



ハローワークのサービスについて「満足」又は「まあ満足」と回答した者の割合



職業紹介・失業保険関係業務の実施主体

主要先進国においても、日本と同様、職業紹介、失業保険の給付、失業保険の財政責任 の主体は一致

	職業紹介業務	失業保険の給付業務	失業保険の財政責任
イギリス	ジョブセンタープラス庁(国)	ジョブセンタープラス庁(国)	国
アメリカ	職業安定所(州)	職業安定所(州)	州
ドイツ	職業安定所(連邦)	職業安定所(連邦)	連邦
日本	ハローワーク(国)	ハローワーク(国)	国

※ 英国では、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したところ濫給が生じたため、1986年に、サッチャー政権が両事業を統合（その結果、統合の初年度には受給者が約3割減）

※ フランスでは、2008年2月に成立した法律により、職業紹介機関（全国雇用機関：ANPE）と失業保険を扱う機関（商工業雇用協会：ASSEDIC）を統合し、新たな組織「雇用局（Pole emploi）」を2009年1月に設立

民間職業紹介事業所による有料職業紹介事業の状況

	公共職業安定所(ハローワーク)	有料職業紹介事業所
設置数	全国437所(注1) (出張所等含め545カ所)	18,017カ所(注2) 都市部に多く立地 (東京都・大阪府・愛知県に約5割が集中)
新規求職者数	約749万人(注3) うちホワイトカラー 約388万人(注5)	約228万人(注4) うちホワイトカラー 約204万人(注5)
新規求人数	約639万人(注3) うちホワイトカラー 約339万人(注5)	約150万人(注4) うちホワイトカラー 約135万人(注5)
利用者の特性	・離職者が中心(在職者は約2割) 〔 障害者、高齢者、フリーター、母子家庭の母など就職困難性の高い層の利用が多い。 〕 ・約8割が100人未満の企業	・在職者が中心(約6割)(注6) ・ホワイトカラーの職業紹介が中心
就職経路の割合(注7)	ハローワーク経由 21.5%	民間職業紹介事業者経由 2.0%

(注1) 平成23年度末の設置数、(注2)平成22年度末の許可事業所数、(注3)職業安定業務統計(平成21年度)、(注4)家政婦、マネキン、調理士、配せん人、芸能、モデルを除く実績(職業紹介事業報告(平成21年度))、(注5)専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業の実績(職業紹介事業報告(平成21年度))、(注6)日本人材紹介事業協会への委託調査(平成20年度)、(注7)雇用動向調査(平成22年度)

地方公共団体による無料職業紹介事業の状況

◎ 地方公共団体による無料職業紹介事業とハローワークの実績(平成21年度)

	①地方公共団体による 無料職業紹介事業(注)	②ハローワーク	①／②×100%
新規求職申込件数	32, 305	7, 822, 577	0. 41%
新規常用求人数	60, 057	5, 583, 552	1. 08%
常用就職件数	5, 162	1, 814, 257	0. 28%

① 職業紹介事業報告(平成21年度)

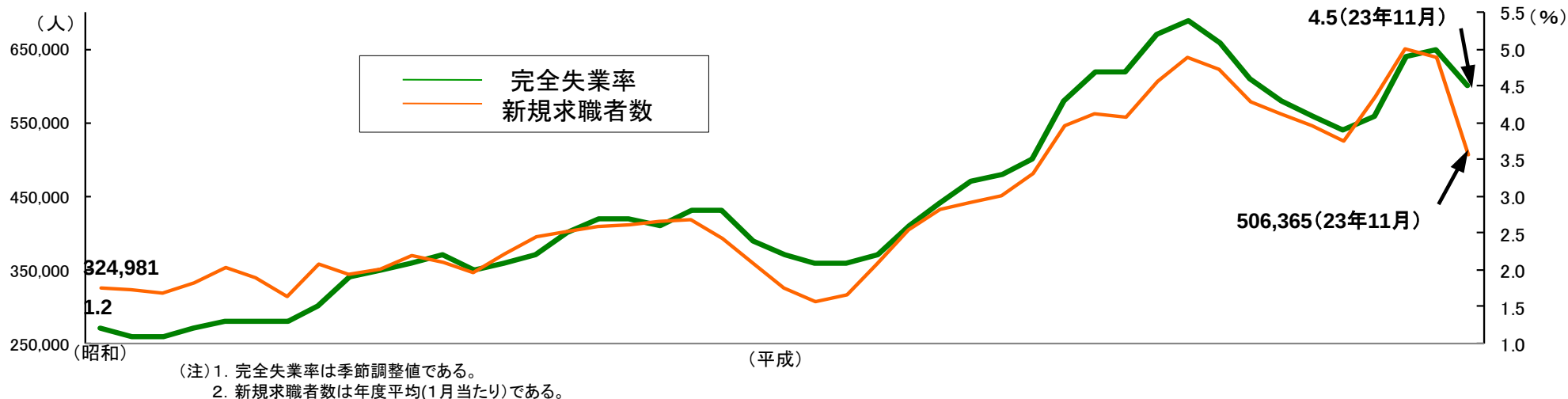
② 職業安定業務統計(平成21年度)

(注) 平成22年3月31日現在で142団体(40都道府県1区58市38町4村1組合)が実施

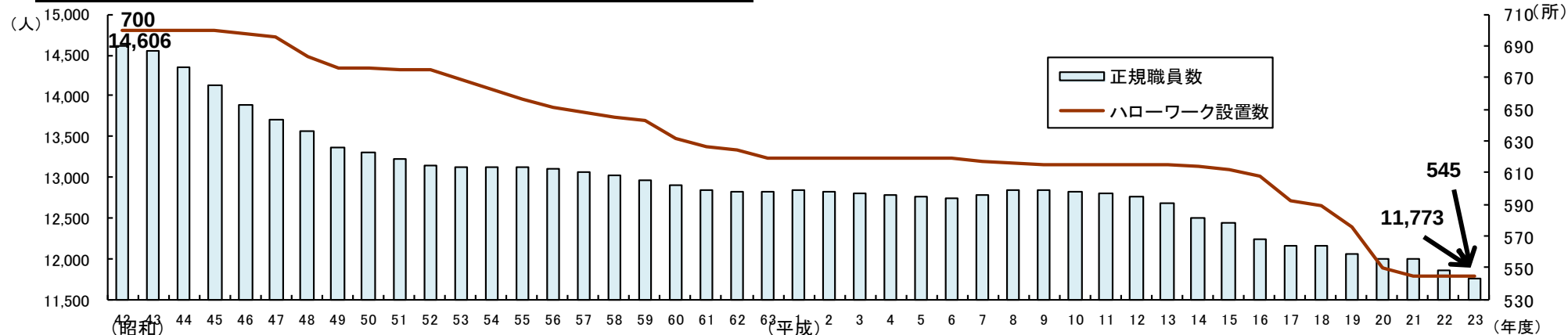
※ 地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、一部の分野等(農業、医療、U・Iターン)に限られているところが多い。

新規求職者数等の推移と公共職業安定所職員数等の推移

1. 完全失業率及び新規求職者数の推移



2. 公共職業安定所設置数及び職員数の推移



- 「新たな定員合理化計画」（平成17年10月4日閣議決定）により、平成18年度から平成21年度までに1,290人定員合理化。総人件費改革として、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）に基づき、平成22年度までに671人（ハローワーク関係）を純減
- 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」（平成18年12月22日総務省行政管理局）により、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50所（署）において整理合理化を実施（労働基準監督署を含む）
- ※ 平成21年度の正規職員数には、平成21年度補正予算による臨時増員304人（平成23年度末までの時限措置）を含む
- ※ 平成23年度の正規職員数には、平成23年度3次補正予算による臨時増員20人（平成25年度までの時限措置）を含む。

主要先進国の職業紹介機関の体制

職員 1 人当たりの労働力人口及び失業者数を比べると、日本の職員数は欧州主要国の 1 / 10 程度

	職業紹介機関 名称	職業紹介 機関数 (箇所)	職員数 (非常勤職員等も含 めた人数) (人)	労働力人口 (千人)	職員1人 当たり労働力人口 (人)	機関1箇所 当たり労働 力人口(人)	失業者数 (千人)	職員1人 当たり失 業者数 (人)	機関1箇 所当たり 失業者数 (人)	失業率 (%)
イギリス	ジョブセンター・ プラス	865('08)	65,644('09) (67,308)	29,517('05)	450 (439)	34,124	1,500('05)	23 (22)	1,734	7.6('09)
ドイツ	公共職業安定所 (連邦雇用エー ジェンシー)	786('09)	92,297('09) (108,781)	43,068('07)	467 (396)	54,794	3,423('09)	37 (31)	4,355	8.2('09)
フランス (注1)	公共職業安定所 (雇用局)	910('09)	約45,000('08) (注2)	28,042('08)	623	30,815	2,092('08)	46	2,299	9.4('09)
アメリカ	各州職業安定 機関	2,951('08)	— (注3)	149,320('05)	—	50,600	7,600('05)	—	2,575	9.3('09)
日本	公共職業安定所	545('10末)	11,861('10末) (31,107)	65,900('10)	5,556 (2,118)	120,917	3,340('10)	282 (107)	6,128	5.1('10)

(注1) フランスには職業紹介機関であるANPEの他に失業保険を扱う機関であるASSEDICがあったが、ANPEとASSEDICは2009年1月に統合
職員数については、ANPEとASSEDICを合算したものを計上

(注2) 職員と非常勤職員等の内訳は不明

(注3) 各州単位で公共職業紹介機関の設置を行っているため、全体の職員数については不明。なお、97年当時の職員数は約70,000人。

※ ホームページ上の各種統計資料をもとに、厚生労働省において作成